

○ I E / B S Eコード改正に関する専門家会合  
議 事 次 第

1 日時：平成18年2月7日（火）13時～15時半

2 場所：三番町共用会議所会議室

3 議事

（1）開会

（2）農林水産省消費・安全局参事官挨拶

（3）議題

- ① B S Eに関するO I Eコード改正提案の概要
- ② 我が国としての対処の方向
- ③ その他

（4）閉会

## 配付資料一覧

資料1 BSEコードの改正について

資料2 OIE：BSEコード改正に関する主要論点

資料3 OIEコード改正案（日英対照表）

資料4 ① OIEコード委員会報告書

（2005年9月）

② BSEサーベイランスアドホックグループ報告書

（2005年9月）

参考資料 ① BSEに関する国際基準の改正について（説明資料）

② 食肉の生前／生後検査を通じた家畜衛生及び公衆衛生上のハザードコントロールのためのガイドライン

（概要）

## BSEコードの改正について

現時点で加盟国に対して提案されている改正案の概要は以下の通り。

- 1 無条件物品（BSEステータスに関わらず条件を課さずに輸入を承認すべき物品）に関する条件の変更  
骨なし牛肉に課されている条件のうち、「30カ月齢以下」及び「BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていない」との条件を削除。
2. 各カテゴリーに区分するための要件の変更  
「無視できるリスク」の国が満たすべき要件のうち、「自国産牛における最終発生が7年以上前に報告されたこと」を「いかなる自国産牛におけるBSE発生例も8年以上前に出生していること」に変更。
3. サーベイランス基準の変更
  - (1) 「管理されたリスク」の国においては、A型サーベイランス（10万頭に1頭の感染牛を摘発できる水準）を実施すべきとされているが、一旦その目標ポイントを達成した場合には、「無視できるリスク」の国が実施することとされているB型サーベイランス（5万頭に1頭の感染牛を摘発できる水準）に移行することができる旨の規定を追加。
  - (2) 累積ポイント（各国のサーベイランス実績に基づき算出されるポイントの総計）にかかわらず、全ての臨床的に疑わしい牛は検査されるべき旨の規定を追加。
  - (3) サーベイランスの対象牛群4区分のうち、「緊急と殺牛等」と「死亡牛」について、どちらに区分すべきか判別が困難な場合を想定して両群の統合を可能とする旨の規定を追加。
4. その他
  - (1) コホート（BSE感染牛確認の際に処分が必要な牛）の範囲の変更  
コホートの範囲から、「BSE臨床症状発病前2年以内又は発病後にBSE感染雌牛から生まれた全ての産子」を削除。
  - (2) リスクアセスメントの対象の変更  
リスクアセスメントの対象をBSE因子の存在の有無（従前はTSE）、輸入された反芻動物（従前は生体動物）にそれぞれ変更。

OEI : BSEコード及びBSEサーベイランス基準改正に関する主要論点  
第74回OEI総会 (06年5月21~26日、パリ)

1 無条件物品 (BSEステータスに関わらず条件を課さずに輸入を承認すべき物品) に関する条件の変更

骨なし牛肉に課されている条件のうち、「30カ月齢以下」及び「BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていない」との条件が削除されているが、

- ① 「30カ月齢以下」という要件を課すことには科学的根拠がないという提案についてどう考えるか。また、月齢要件そのものを撤廃することについてどう考えるか。
- ② 「BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていない」という要件は、同一文中の「生前/生後検査の合格」によってそのような牛は自動的に排除されることから不要であるという提案についてどう考えるか。

2. 各カテゴリーに区分するための要件の変更

国が「無視できるリスク」に区分されるために満たすべき要件のうち、「自国産牛における最終発生が7年以上前に報告されたこと」を「いかなる自国産牛におけるBSE発生例も8年以上前に出生していること」に変更することとされているが、

- ① 発生の確認時期からBSE感染牛の出生時期に変更するのは、肉骨粉給与規制の効果に着目したものと考えられるが、このことについてどのように考えるか。
- ② 8歳以上の高齢牛のみでBSEの発生が確認されている国は、「無視できるリスク」の要件を満たす可能性が出てくる。この場合、現行規定では8歳以上の高齢牛であってもSRM除去等の貿易条件が課されないこととなるが、このことについてどう考えるか。

### 3. サーベイランス基準の変更

- ① A型、B型サーベイランスの摘発水準（A型：10万頭に1頭、B型：5万頭に1頭）については、加盟各国の実行可能性を考慮して設定された水準であるが、この水準についてどう考えるか。
- ② サーベイランスの対象牛群を4区分としているが、臨床症状牛に重点を置いたポイント配分となっていることについてどう考えるか。また、「臨床症状牛」はBSEの摘発率において優位性があるため単独で存続させるものの、「緊急とさつ牛等」と「死亡牛」については、どちらに区分すべきか判別が困難な場合を想定して両群の統合は可能とするという提案についてどう考えるか。
- ③ 全ての臨床的に疑わしい牛については、累積ポイントにかかわらず検査されるべき旨の提案についてどう考えるか。

### 4. その他

- ① コホートの範囲から、「BSE臨床症状発病前2年以内又は発病後にBSE感染雌牛から生まれた全ての産子」を削除するという提案についてどう考えるか。
- ② リスクアセスメントの対象について、BSE以外のTSEがBSE因子によるリスクを決定するという疫学情報がないことから、従来の「TSE因子の存在の有無」を「BSE因子の存在の有無」に、「輸入された生体動物」を「輸入された反芻動物」にそれぞれ変更するということとされているが、このことについてどう考えるか。